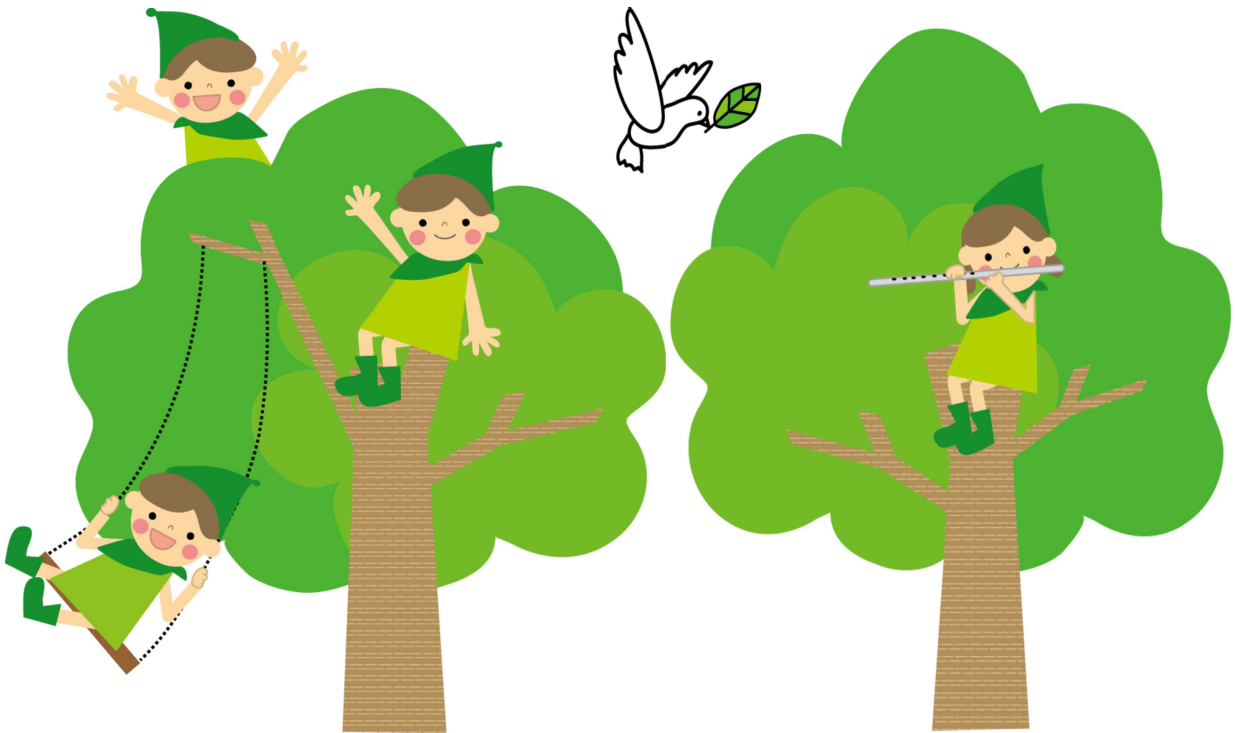


令和 6 年度

いじめ防止基本方針



福島市立大森小学校

いじめ防止基本方針

福島市立大森小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法 第2条】

2 いじめ防止のための取り組み

(1) いじめの未然防止に対する考え方

- いじめは、現に起きているとの基本認識に立ち、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめ未然防止の観点が必要であり、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会 性のある大人へと育み、いじめを生まない環境を作るために、関係者が一体となった継続的な取り組みを推進する。
- 校内組織を有効活用し、日常的な行動観察や保護者からの情報提供などをもとに、随時、いじめ対応チームの話し合いを開催し、実態把握に努め、いじめの未然防止に努める。
- いじめ防止のための年間計画により、いじめを起こさない、いじめを許さない学校環境作りに努める。

(2) いじめの未然防止のための教職員による指導

- 校内研修の確立と情報共有の場の確立及び児童への指導の徹底
- いじめを許さない体制の確立と児童への周知
- いじめのサインの共通理解
- 日常的な「わかる授業」の実践
- 教員による自身の指導の振り返り
- 学年経営を中心にした児童の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくり
- 道徳の授業を中心とする全教育活動の精選、めあての確立
- 情報モラル教育の推進
- 社会体験や体験活動の推進と充実
- 相互の授業公開と参観など、多くの目でいろいろな学級を見る機会の創造
- 異学年との交流の推進

(3) いじめの未然防止のために児童に培う力とその育成に向けた具体的取り組み

児童に培う力

- 自尊感情と自己有用感
- 規律を守った学校生活
- 美しいものを美しいといえる素直なこころ
- 他者との違いを認識できる力
- 他者の良いところを理解し、認め合える力
- 他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操

- 進んでチャレンジする力



具体的な
取り組み
①

- 失敗しても何度も粘り強く取り組む力
- 他者とのコミュニケーションを図る力
- 規範意識、正しいことがわかる善悪の判断力
- ストレスに適切に対処できる力



**具体的な
取り組み
②**

【具体的な取り組み①】

- ・一人一人の活躍の場の設定
- ・「わかる授業」の実践
- ・学習や行動を振り返る時間の設定
- ・地域に根ざした豊かな体験活動の設定
- ・読書活動の推進
- ・児童一人一人に対する理解の推進
- ・学習における交流の場の設定
- ・児童に対する適切なめあての設定

【具体的な取り組み②】

- ・児童の成果への即時かつ具体的評価（コメントや言葉がけ等）
- ・児童の個性を認め合う場の設定
- ・ソーシャル及びコミュニケーションスキルの育成
- ・成長に応じためざす子ども像の周知と規範意識、善悪の判断力の育成

(4) いじめの未然防止のための具体的取り組み

職員における具体的取り組み

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>本校のいじめ防止基本方針の策定 <input type="checkbox"/>いじめ防止基本方針の修正 <input type="checkbox"/>いじめに関わる情報収集 <input type="checkbox"/>児童・保護者へのいじめ防止対策についての説明 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>いじめ防止基本方針に沿った実践と検証 <input type="checkbox"/>各種研修の企画・運営 <input type="checkbox"/>いじめ発生に係る全職員への情報提供 <input type="checkbox"/>S C、S S W等の教育相談の充実 |
|--|---|

児童の主体的な取り組み

- 児童会を中心に、異学年の交流活動を充実させる。
- 道徳の授業や特別活動を通して、いじめの未然防止につながる学習を充実させる。

家庭や地域との連携

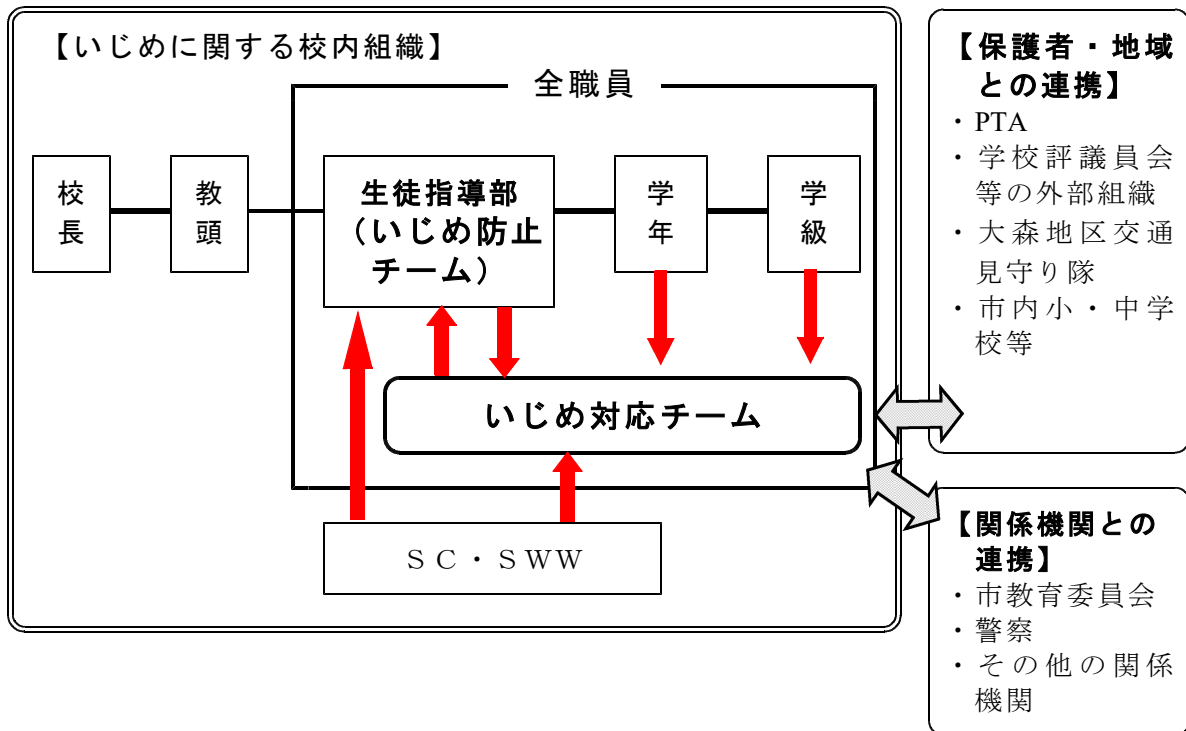
- 機会ある毎に本校いじめ防止基本方針の周知を行う。
- 適時または随時、学年・学級懇談会などでいじめの未然防止につながる話し合いを行う。
- P T A会長をはじめとするP T A役員や、交通ボランティア（見守り隊）や学校評議員等の外部組織の関係機関との連絡と報告を励行する。

3 いじめ防止のための組織

(1) 組織体制及び関係機関

- 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。（人権教育・道徳教育・特別活動など）
- 「いじめ対応チーム」を中心として、いじめの未然防止のため、児童の日常の様子について話し合い、いじめを生まない環境づくりを進める。（生徒指導部が兼務）
- いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。

- 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。



いじめ防止対策のための必置組織

<いじめ対応チーム>

生徒指導主事、不登校対応コーディネーター、特別支援コーディネーター
各学年生徒指導担当教員

<いじめ対応チーム>

- 校内職員：教頭、生徒指導主事、加害及び被害児童の学年主任と担任を基本メンバーとし必要に応じて特別支援コーディネーター、養護教諭等関係する職員、スクールカウンセラーを加える。
- 校外関係者：PTA会長及び副会長等 ← ※ 必要に応じて参加を依頼する。

(2) 「いじめ対応チーム」の役割

- 「いじめ防止基本法」の周知を図り、いじめ防止に向けて教職員の共通理解を図る。
- いじめ調査アンケート（「ちょっと聞きますアンケート」）、教育相談の結果の集約・分析・対策の検討等、実効あるいじめ防止対応を行う。

(3) 「いじめ対応チーム」の組織と役割

- いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報が入った場合は、基本メンバーを中心に正確な事実の把握を行い、問題の解消に向けた「いじめ対応チーム」を組織する。
- 正確な事実の把握を継続するとともに、指導の方針、役割を明確にし、すみやかにいじめを解消する。
- 外部の専門家や関係機関と連携する場合の方針や役割を明確にする。

4 いじめの早期発見の在り方と取り組み

(1) いじめの早期発見に対する考え方

- いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したりすることなく、認知するように努める。
- 校内組織を有効活用し、日常的な行動観察及び保護者からの情報提供・通報をもとに、いじめに関する事案を速やかに収集・整理し、事態の状況を正確に把握する。
- 普段から児童の交友関係の変化に着目していじめの有無の確認に努め、保護者・市教委・関係機関との密接な連携により、いじめの未然防止に努める。

(2) いじめの早期発見のための具体的取り組み

早期発見に向けた取り組み

※「いじめ対応チーム」を中心に取り組む。

- いじめ早期発見といじめ防止に係る基本姿勢の共有
 - ・本防止策と対応に係る考え方と具体的対応策の理解
 - ・いじめ及びいじめ対応に対する意識の共有
- いじめに係るアンケート調査及び個別面談
 - ・年5回のいじめ調査アンケート（「ちょっと聞きますアンケート」別紙1）の実施とその対応 ※内容については、ダブルチェックを行う。
 - ・学級担任が日頃の様子を個別に聞く「にここ相談」の実施（11月）
- 欠席連絡シートによる児童の出席状況の確認
- 普段の子どもたちの見とり情報交換
 - ・日記や作文、朝や帰りの会等でのスピーチ 等

【学校におけるいじめのサイン例】

- ◆急な体調不良 ◆遅刻や早退の増加 ◆学用品・教科書・運動着等の紛失
- ◆授業開始前の机・椅子・学用品などの乱雑さ ◆学用品の破損、落書き
- ◆授業への遅参 ◆保健室への来室の増加 ◆日頃交流のない児童との行動
- ◆発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 ◆多数児童からの執拗な質問や反発
- ◆図画工作科や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ ◆突然のあだ名
- ◆業間（ひととき）や休み時間の単独行動 ◆特定児童の発言へのどよめきや目配せ
- ◆特定児童からの忌避・逃避 ◆特定児童の持ち物からの逃避 等

家庭との連携

- ・学年だよりや学級だよりによる、子どもたちの活動の広報
- ・いじめ等に係る学校の考え方の周知

【家庭でのいじめのサイン例】

- ◆登校しぶり ◆転校の希望 ◆外出の回避 ◆感情の起伏の顕著化
- ◆教師や友達への批判増加 ◆隠し事の発覚 ◆家庭での金銭の紛失
- ◆衣服の不必要な汚れ ◆荒くなる金遣い ◆長時間の電話や過度に丁寧な対応
- ◆体への傷やいたずらの痕跡 ◆保護者来校の拒絶 ◆過度なネットへの対応 等

□地域との連携

【地域で見られるいじめのサイン例】

- ◆登下校中に特定児童が、他の児童の荷物を過度に持つ。
- ◆一人だけ離れて登下校している。 ◆故意に遅れて登校している。
- ◆地域の公園や道路、空き地に一人でポツンとしている。
- ◆公園や空き地等で一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり小突いたりしている。
- ◆コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。 等

5 いじめに対する具体的な措置

※福島市「いじめ防止基本方針」

P26学校いじめ問題対応フロー図参照

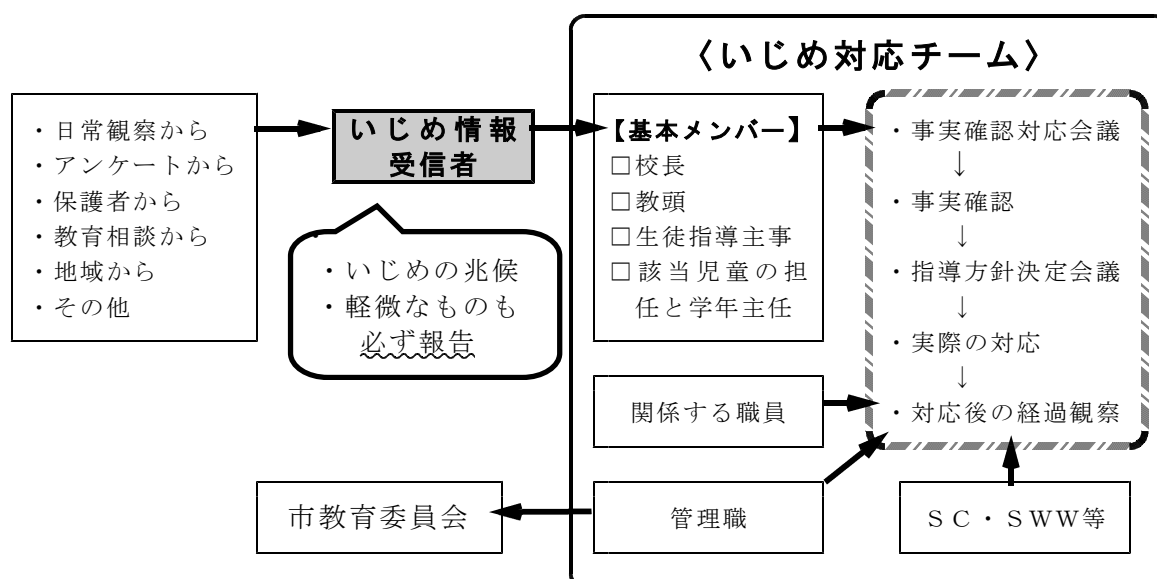
- いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事象を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携を密にする。
- いじめを行った児童と保護者、いじめを受けた児童と保護者が、いじめ事案についての事実を共有する措置を講じ、いじめを受けた児童が不利益を被ることがないように、具体的な今後の対応について協議・決定する。
- いじめの事案の内容によっては、教育委員会・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの関係機関と連携して対策を講ずる。
- いじめが起きた周りの集団への働きかけとして、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。
- インターネット上のいじめの対応については、保護者への啓発を行うとともに、必要に応じて警察をはじめとする関係機関と連携して行う。

(1) 素早い事実確認について

① 速やかな報告の徹底

- ・ いじめ情報受信者を中心に「いじめ発見報告書」（別紙2）を作成し、「いじめ対応チーム基本メンバー」に報告する。
- ・ 校長は生徒指導主事、該当児童の担任及び学年主任と事実の確認と協議を行い「いじめ対応チーム」を組織する。
- ・ 「いじめ対応チーム」は、すみやかに「事実確認対応会議」を開催する。

いじめ報告の流れ



② 事実確認対応会議の開催

【事実確認対応会議】…当該児童に聞き取りをする前に事実確認の進め方を協議する会議

(1) 構成人員

- 「いじめ対応チーム」のメンバー

(2) 資料

- いじめ発見報告書 生徒指導用児童写真ファイル
- 事実確認シート（未記入のもの）
- いじめ情報受信に関する資料
（いじめ調査アンケート、いじめ情報が記されたメモ等）

(3) 協議内容（記録：生徒指導主事）

① 「いじめ発見報告書」によるいじめ情報の確認と共有

- ・ いじめ情報受信の経緯（日時、情報受信のきっかけ）
- ・ いじめの状況（日時・場所・人数・様態等を時系列で把握）
- ・ 被害児童と加害児童の関係性や日頃の様子や性格、家庭環境
- ・ 被害児童と加害児童のこれまでの問題行動の有無

② 事実確認の計画（聞き取りは複数名で行う。）

- ・ 事実確認のための役割分担 → 被害児童への聞き取り
（だれが、いつ、どのように） 加害児童への聞き取り
 周辺児童への聞き取り

- ・ 事実確認後の報告期限 → 「ひととき」までに
（いつまでに） 「昼休み」までに

- 「放課後」までに

※該当児童が欠席の場合は登校後

③ 事実確認の実施

【事実確認】…事実確認シート（別紙3）をもとにした聞き取り

(1) 被害児童への聞き取り

- 教職員は被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- いじめられていることを語りたがらない場合は、性急にせず、気持ちに寄り添って話を聞く。

(2) 加害児童への聞き取り

- 受信した情報の事実があったかを確認する。
→ [認めた場合]
いじめを行った理由や、その時の気持ちなどについて話をさせる。
- [いじめと感じていなかったり認めなかったりした場合]
威圧的にならず、受容的に聞く。
- いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合には、威圧的にならず、受容的に聞く。

(3) 周辺児童への聞き取り

- 受信情報の内容に矛盾がないかどうか慎重に聞き取る。
- 事実を確認するこの段階では、周辺児童の行為に対する善悪の判断はしない。
- 聞き取りの内容について、周囲の児童へいたずらに話すことのないよう指導する。

(2) 組織的対応について

① 指導方針決定会議の開催

【指導方針決定会議】…具体的な指導方針や指導体制、対応策について協議する会議

(1) 構成人員

「いじめ対応チーム」のメンバー

(2) 資料

いじめ発見報告書 事実確認シート（被害児童、加害児童、周辺児童）

生徒指導用児童写真ファイル 指導方針決定シート（未記入のもの）

いじめ情報受信に関する資料

（いじめ調査アンケート、いじめ情報が記されたメモ等）

(3) 協議内容（記録：生徒指導主事）

① 事実確認の結果報告

② 指導方針及び指導体制の決定

・被害児童、加害児童、周辺児童への指導方針と具体的対策、両保護者への対応方針と具体的対策を決定し、担当を明らかにする。

③ 会議で決定した支援策を提示し、本人や保護者が選択できるようにする。

〔被害児童への対応班〕

→学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー

〔加害児童への対応班〕

→学年主任、担任、生徒指導主事、スクールカウンセラー

〔周辺児童への対応班〕

→学年主任、担任

〔該当児童保護者への対応班〕

→教頭、学年主任、担任

※ 指導方針に応じて対応班メンバーを変更、追加する場合もある。

② 実際の対応

【実際の対応の留意点】…指導方針決定シート（別紙4）に各自実際の対応を記録

(1) 被害児童

今後も「味方」となって支えていくことを伝える。

今後のことで不安なことなど、児童の思いを十分に聞く。

(2) 加害児童

「いじめは絶対に許されない行為」として、けんか両成敗的な指導はしない。

被害児童の気持ちを十分に考えさせる。

(3) 周辺児童

時と場を考慮して必要な指導を行う。

(4) 被害児童保護者、加害児童保護者に対して

可能な限り、直に会って面談を行う。

保護者の立場や心情に十分に配慮し、事実確認の結果と指導内容、今後の具体的な対応や見通しについて説明する。

保護者の思いを十分に受け止める。

(5) いじめ問題解決に向け教育委員会のいじめ防止サポートチームの派遣申請について検討する。

③ 対応後の経過観察

- ・ すべての班でいじめの解消を確認するまで対応を継続する。
- ・ いじめの行為が改善した場合や謝罪があっても3ヶ月は被害児童、加害児童の動向に注視し経過を観察する。(日頃の様子、いじめ調査アンケート等)
- ・ 実際の対応後、「いじめに関する報告書(第一報)」を作成し市教育委員会へ提出する。
- ・ 「いじめに関する実態調査」(7月、12月、3月)において、「いじめに関する報告書」にその後の様子を追記し市教育委員会へ提出する。
- ・ いじめ対応に関する記録文書等は生徒指導主事に取りまとめ、福島市文書取扱規定に基づき保存する。
- ・ 卒業するまで注意深く見守る。
- ・ 進級、進学時の引継ぎを確実にし、同じことが起こらないように注意する。

【いじめ解消の判断】 ※福島市いじめ防止基本方針P24③をもとに判断

○ いじめに係る行為が解消していること

いじめの被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3ヶ月を目安とするが、事案によってはこの限りではない。)継続していること。

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けているかどうか判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により苦痛を感じていないと認められること。その際、保護者に対しても確認すること。

(3) ネットいじめへの対応について

【ネットいじめへの対応】

- ネット上に本校及び本校児童に係る不適切な書き込みなど(名誉棄損、プライバシーの侵害、誹謗中傷等)を発見した場合は、直ちに削除する措置を取る。その際は福島市の法務局などの協力を求める。児童の生命や財産などに重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに大森交番、福島警察署に通報し、適切な支援を求める。また市教育委員会に報告する。
- 情報セキュリティポリシーに係る学習会を児童と保護者に実施し、情報モラル教育を進める。児童に対しては各学年の計画において、保護者に対してはPTAと連携し、懇談会や学年行事などの機会を活用し、最新のネット社会の現状と課題を伝えていくようにする。

6 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として校長が、市教育委員会を通じて市長に7日以内に報告する。

- 児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - × 児童が自殺を企図した場合
 - × 精神性の疾患を発症した場合
 - × 身体に重大な傷害を負った場合
 - × 高額な金品を奪い取られた場合 等
- 児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 児童の欠席が30日程度以上の場合(連続した欠席の場合は、状況により判断)
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった

(2) 教育委員会会議において学校主体の調査を行うよう指示があった場合は、速やかに学校のいじめ対策チームに外部人材を加えた組織を編成し、調査を行う。(原則、不登校重大事態は、学校主体調査となる。)

(3) 事案について、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しながら、適時・適切な方法で説明責任を果たす。

(4) 重大事態調査を教育委員会が主体となった組織及び福島市いじめ重大事態委員会が行う場合は、その調査の協力をする。

調査組織の設置と調査の実施

□本校の「いじめ対応チーム」のメンバーを母体に、重大事態の性質に応じて適切な外部人材（学校評議員、健全育成推進会、民生委員、PTA 代表、警察 OB、必要に応じて市教育委員会の SC、SSW 等）を加え、調査を行う。

重大事態調査書の報告

□重大事態調査書の報告については、速やかに福島市教育委員会を通じて福島市長に報告する。

7 いじめ防止等に関する年間活動計画

◎…全職員 ○…いじめ対応チーム（「・」…具体的内容）
★…調査 ☆…教育相談

月	活動計画	月	活動計画
4	◎いじめ基本方針及び年間計画の共通理解 ○いじめ対応チーム会① （生徒指導部会） ・児童の実態把握とその対応 ・祝日の過ごし方の指導 ・連休時の過ごし方の指導 ○いじめ防止基本方針の公開 （ホームページ）	10	○いじめ対応チーム会⑦ （生徒指導部会） ・児童の実態把握とその対応 ◎校内研修 （いじめ対応セルフ チェックシートの活用）
5	★いじめ調査アンケート① ★Q-Uテスト実施（2～6年） ○いじめ対応チーム会② （生徒指導部会） ・児童の実態把握とその対応 ◎第1回生徒指導協議会 ◎校内研修（いじめ対応セルフ チェックシートの活用）	11	★いじめ調査アンケート④ ★Q-Uテスト実施（2～6年） ☆にこにこ相談（全児童教育相談） ○いじめ対応チーム会⑧ （生徒指導部会） ・児童の実態把握とその対応 ◎第3回生徒指導協議会
6	○いじめ対応チーム会③ （生徒指導部会） ・児童の実態把握とその対応 ・個別懇談で把握したいじめ に関わる情報の共有とその 対応 ◎第2回生徒指導協議会	12	○いじめ対応チーム会⑨ （生徒指導部会） ・児童の実態把握とその対応 ・個別懇談で把握したいじめ に関わる情報の共有とその 対応 ・冬季休業の過ごし方の指導
7	★いじめ調査アンケート② ○いじめ対応チーム会④ （生徒指導部会） ・児童の実態把握とその対応 ・1学期の生徒指導の反省 ・夏季休業の過ごし方の指導	1	★いじめ調査アンケート⑤ ★Q-Uテスト実施（1年） ○いじめ対応チーム会⑩ （生徒指導部会） ・冬季休業中、休業明けの児 童の実態把握とその対応 ・いじめ基本方針及び年間計 画の見直しと改善 ・いじめ調査アンケートの内 容の見直しと改善 ○学校評価によるいじめ対応の評価 を受けた基本方針の見直し
8	○いじめ対応チーム会⑤ （生徒指導部会） ・夏季休業中、休業明けの児童 の実態把握とその対応	2	○いじめ対応チーム⑪ （生徒指導部会） ・児童の実態把握とその対応 ・春季休業の過ごし方の指導
9	★いじめ調査アンケート③ ★Q-Uテスト実施（1年） ○いじめ対応チーム会⑥ （生徒指導部会） ・児童の実態把握とその対応	3	○いじめの認知件数零件の公表 （ホームページ） ※一年間を通じていじめ認知件数が 零件であった場合

◆ 「いじめ対応チーム」による話し合いを定期的に行う。

※ いじめの事実がなくても定期的を開催し、下記の内容で実施する。

[いじめ対応チーム会①～⑨、⑪、]

- 児童の日常の学校生活の様子の情報交換
- 各種調査や教育相談を受けての情報交換
- 個別懇談（6月、12月）や家庭訪問（随時）など、家庭からの情報による情報交換
- いじめが疑われる案件の報告
（いじめ対応チーム→教頭→いじめ対応チーム招集）
- 要配慮生徒への支援方針策定

[いじめ対応チーム会⑩] ※上記の内容の他に

- いじめ防止基本方針の見直しと改善
- 年間指導計画の見直しと改善
- いじめ調査アンケートの内容の見直しと改善

◆ いじめ情報を受信した場合は、すみやかに「いじめ発見報告書」を作成し、いじめ対応チーム基本メンバーに報告する。（P6参照）

平成26年8月策定
令和4年3月改定
令和5年9月改定

